

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年9月29日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第38号

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

墨田区学童クラブ条例（平成11年墨田区条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（梅若橋コミュニティ会館学童クラブの休止）

2 第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により別表に掲げる梅若橋コミュニティ会館学童クラブは、当分の間、休止する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。